

県南広域振興局長告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成20年7月11日

県南広域振興局長 勝 部 修

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		指定年月日
	名 称	所在地	
木村 真子	ちか治療院	遠野市早瀬町一丁目4番15号 佐々木貸家	平成20年6月20日